

令和6年度 第1回

千葉市児童生徒性暴力等 防止対策検討委員会 (会議資料)



目次

議 題

- 1 令和5年度性暴力等根絶に向けた取組の実施状況について・・・3頁
- 2 令和6年度性暴力等根絶に向けた取組計画について・・・30頁

Ⅰ 令和5年度の性暴力等根絶に 向けた取組の実施状況について

令和5年度取組項目一覧

- 一 調査・審議・答申等を行う機関の設置
- 二 発生を防止するための取組
- 三 早期発見するための取組
- 四 発見後適切に対応するための取組

(参考)

R3. 6「子どもへの性暴力防止対策検討会」提言書

R6. 3「千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会」答申書

(1) 調査審議答申等を行う機関の設置

「千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会」設置(R5.4)

◆計4回開催

◆「性暴力等から子どもを守る取組みについて(諮問)」に対する**答申書**が手交される。

答申書手交式の様子

◆手交式の様子、答申書の内容について

➤市HPに掲載

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/2024tousin-syukousiki.html>

➤千葉ニュース(千葉テレビ放送)

<https://youtu.be/obWCrlYbuKs>



令和6年4月24日(水)

千葉市役所 教育委員会室

(2) 発生を防止するための取組

- I 性暴力を生まない環境整備
- II 子どもの安全を確保するための安全配慮
義務の理解・履行
- III 児童生徒への性の人権教育

①校内死角点検の実施（4月）

◆物理的・心理的死角をなくすことを目的に、全市立学校で点検を実施

➤「校内死角改善確認シート」と「校舎見取図」を使用

◆鍵の管理の一元化

➤空き教室等の施錠を必ず行い、管理職等において鍵を一元管理する

◆不定期な見回り

➤死角となるフロアなど



死角点検の実施状況（4月時点）

項目	小 第二養護		中・中等・高校・ 養護・高等特支	
	R5	R6	R5	R6
○死角点検の実施	100%	100%	98%	100%
○死角点検に第三者の チェック機能が働くよう検討	85%	88%	73%	66%

②職場巡視の実施（5月～12月）

◆各学校等を訪問し、**管理職や担当職員**から、**コンプライアンスに係る取組の実施状況等をヒアリング**

➤聞き取り項目の例

- 空き教室の施錠、立入禁止エリアの規制の状況
- 鍵の管理の状況
- 見回りの状況
- 掲示物の状況
- 子どもにこにこサポートの常置状況 など



職場巡視時における指導例

小学校34校、中学校15校、特別支援学校1校を訪問

●学校内の見回りが十分に行われていないケース

□ 簡単な目視だけで教室内に入っただけの確認が行われていなかった

□ 立ち入り禁止のエリアへの見回りが実施されていなかった

●設置物等が死角の原因になっていたケース

□ 扉の窓の貼り紙や、ついたてが常に目隠しの状態になっていた

⇒校内の死角を除去する観点から改善指導を行った。

死角点検の課題

◆死角点検の形骸化

◆教職員の思い込みからくる「発見の遅れ」

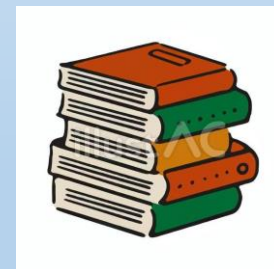
- R2～R5にかけて、用務員が私的に利用するためのスペースを校内に設置していた事案が発覚

⇒第三者の視点の導入の検討

③生命の安全教育 月間の実施（4月）

◆毎年4月、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、**教育・啓発活動の充実、相談体制の強化**を進めるもの

- 子どもの権利、プライベートゾーン、SNSの危険性など
- 子どもにここをサポートの周知
- 死角点検 など



R5 生命の安全教育月間の実施状況

実施項目	小 第二養護	中・中等・高校・ 養護・高等特支
1 子どもの権利条約リーフレットの活用	52%	44%
2 集会等で「プライベートゾーン」の周知	85%	46%
3 「水着で隠れた部分」の指導（1学年を対象）	89%	—
4 CAP絵本の読み聞かせ（3学年を対象）	75%	—
5 SNSの安全な利用、危険性の指導（5学年を対象）	86%	—
6 図書室に子どもの権利に関する本の紹介コーナーの設置	—	90%
7 文科省が公開している動画教材の活用	—	19%
8 こどもにここをサポート・相談窓口の周知	97%	90%
9 学校だよりで「生命の安全教育月間」の発信	92%	63%
10 死角点検の実施	100%	98%
11 死角点検に第三者のチェック機能が働くよう検討	85%	73%
12 コンプライアンス通信や教育職員課HPを活用した職員 に対する生命の安全教育の周知	97%	98%

R6 生命の安全教育月間の実施状況

実施項目	小 第二養護	中・中等・高校・ 養護・高等特支
1 子どもの権利条約リーフレットの活用	50%	<u>47%</u>
2 集会等で「プライベートゾーン」の周知	81%	<u>57%</u>
3 「水着で隠れた部分」の指導（1学年を対象）	<u>92%</u>	—
4 CAP絵本の読み聞かせ（3学年を対象）	<u>75%</u>	—
5 SNSの安全な利用、危険性の指導（5学年を対象）	<u>90%</u>	—
6 図書室に子どもの権利に関する本の紹介コーナーの設置	—	83%
7 文科省が公開している動画教材の活用	—	<u>36%</u>
8 こどもにここをサポート・相談窓口の周知	<u>99%</u>	<u>100%</u>
9 学校だよりで「生命の安全教育月間」の発信	<u>98%</u>	<u>71%</u>
10 死角点検の実施	<u>100%</u>	<u>100%</u>
11 死角点検に第三者のチェック機能が働くよう検討	<u>88%</u>	66%
12 コンプライアンス通信や教育職員課HPを活用した職員 に対する生命の安全教育の周知	<u>97%</u>	95%

(3) 早期発見するための取組

Ⅳ教職員が性暴力に関する理解を深めること

**Ⅴ児童生徒が助けを求めるための仕組みの
充実を図ること**

①子どもにここサポートの実施

◆児童生徒の相談窓口 (手紙相談、電話相談)

- 学校では 4・7・10・12月に配布
- 学校や公民館に常設
- 市のHPよりダウンロードも可

子どもにここサポート

先生から体罰（暴力を受けること、痛つくを受けたり、先生や友達から性的ないやがら（さわられたいすること）を受けたり、いじめを受けたりした場
てくさい。

子どもにここサポートは、子どものための相談先です。先生から体罰（暴力を受けること、痛つくことを言われること）や性的ないやがら（さわられたいすること）を受けたり、友達からいじめやいやなさわられかたをされたりして悩んでいませんか？
このような悩みがあったら、まよわず、子どもにここサポートの手紙相談用紙（切手はいりません）を使って相談してね。ひみつは守ります。相談員はあなたの気持ちを大切にして、一番よい方法を一緒に考えます。子どもにここサポートはあなたの味方です。

お返事がほしいときは、あなたの名前、住所、電話番号は書かなくてもよいです。

名前	
学校	
住所	(〒 -)
電話番号 (携帯電話でもよいです。)	

お返事はどの方法がよいですか。(〇をつけてね)
手紙がほしい ・ 電話してほしい ・ いらない

QRコード

電話相談 043-245-3008(平日8:30~17:30)

参考：子どもにここをサポート相談件数（R5）

校種別	件数
小学校	76件
中学校	18件
高等学校	0件
特別支援学校	0件
不明	1件
合計	95件

R 2	R 3	R 4
140件	98件	100件

学年別	件数	
小 1 年	9件	32件
小 2 年	7件	
小 3 年	16件	
小 4 年	8件	38件
小 5 年	22件	
小 6 年	8件	
中 1 年	5件	18件
中 2 年	9件	
中 3 年	4件	
匿名保護者	2件	2 件
その他不明	5件	5 件
合計	95件	

参考：子どもにここサポート相談件数（R5）

月別	件数
<u>4月</u>	1件
5月	8件
6月	4件
<u>7月</u>	8件
8月	4件
9月	1件

<u>10月</u>	22件
11月	7件
<u>12月</u>	24件
1月	5件
2月	6件
3月	5件
合計	95件

相談内容別	件数
学校生活の不安	1件
教員の不適切指導等	45件
家族関係のトラブル	1件
友達関係のトラブル	14件
いじめ・いやがらせ	20件
その他	14件
合計	95件

子どもにここサポートの課題

- ◆ 新たな手紙を同封するかの基準が明確ではない
- ◆ 報告・検証のためのツールがない
- ◆ 相談者・保護者の意見を踏まえた終結方法

⇒ 児童生徒の相談ニーズが満たされたか、救済が図れたかが分かる仕組みが必要

②相談窓口の案内の配布（４月）

◆小学校・第二養護

- 子どもにこにこサポート
- 千葉市教育相談ダイヤル24
- 性犯罪相談窓口 #8103（ハートさん）

◆中学校、中等教育、養護、高等特別支援、高等学校

- 上記の窓口に加えて
- SNS相談@ちば
- NPO法人 千葉性暴力被害支援センターちさと
性暴力被害支援ダイヤル ほっとこーる

③教職員への研修の実施（R5）



◆ 管理職・講師等向け研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
校長 教頭	7/2,10/28	暴言等保護者対応	弁護士 反町 義昭	158名
	7/2,10/28	こども基本法と子どもの権利	千葉大学名誉教授 宮本 みち子	
講師	夏季休暇中	不祥事防止研修（オンデマンド）	教育職員課	209名

◆ 特別研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
養護 教諭	8/18	RIFCR™（リフカー）研修	チャイルドファーストジャパン	40名
実施 希望校	9～12月	CAPプログラム（6校）	CAPグループ千葉県連協議会	138名

◆ 階層別研修

対象者	実施日	研修内容	講師	参加人数
全職員	11/1～ 11/30	ペップトーク研修 児童生徒理解研修 (オンデマンド)	日本ペップトーク普及協会 菅野 昭子 千葉リハビリテーションセン ター 医師 永沢 佳純	—
3年目	7/25	子どもの話を聴くた めのワークショップ	CAPグループ	99名
5年目	7/31	性暴力事案発生時の 初期対応	虹色のたね 池畑 博美	133名
10年目	8/7	暴力のない安全・安 心な学校づくり	弁護士 村山 直	87名
15年目	8/21	性暴力理解(学校に おける性暴力防止に ついて)	千葉大学理事・副学長 後藤 弘子	88名

③教職員への研修の実施（R6）

◆ 管理職・講師等向け研修

対象者	実施日	研修内容	講師
校長・教頭	7/2,10/28	安全配慮義務等研修	弁護士 村山 直
		性暴力の理解と初期対応	虹色のたね 池畑 博美
講師	夏季休暇中	不祥事防止研修（オンデマンド）	教育職員課

◆ 特別研修

対象者	実施日	研修内容	講師
養護教諭	8/19	RIFCR™（リフカー）研修	チャイルドファーストジャパン
実施希望校	指定日	CAPプログラム	CAPグループ千葉県連協議会

◆ 階層別研修

対象者	実施日	研修内容	講師
全職員	随時	対応困難な保護者等への対応方法（オンデマンド）	弁護士 反町 義昭
3年目	7/23	子どもの話を聴くためのワークショップ	CAPグループ
5年目	7/29	性暴力事案発生時の初期対応	虹色のたね 池畑 博美
10年目	8/5	暴力のない安全・安心な学校づくり	弁護士 村山 直
15年目	8/22	性暴力理解（学校における性暴力防止について）	千葉大学理事・副学長 後藤 弘子

(参考) アンケートより

◆管理職研修の感想・意見・要望

- **具体的な事例が役に立った。** 自校の事例と照らし合わせて考え、**見直す機会**となった。
- 学校では**具体的に何ができるのか**、整理する必要があると感じた。

◆職層別研修の感想・意見・要望

- 性暴力についての**知識や法律を学ぶことが子どもを守ることにつながると**思った。
- **初期対応で「誰に」「何をされたか」のみ聞く**ということが印象に残った。
- **校種をこえたグループワークで情報共有**することができ、大変参考になった。

(参考) アンケートより

◆リフカー研修の感想・意見・要望

- 今回の研修を全職員が理解していないと、初期対応を誤る可能性が高いと感じた
- 研修対象者を拡げて、定期的にほしい

◆CAPプログラムの感想・意見・要望

- (保護者から) 子どもへの関わり方を見直す必要があることがわかった。子どもと接するすべての大人に聞いてほしい
- (児童から) どんな人にも安心、自信、自由の3つがあって、それは誰でも奪ってはいけないことを知りました

(4) 発見後適切に対応するための 取組

Ⅵ 初期対応

Ⅶ 中・長期対応

①性暴力発生時の初期対応フロー

教職員と児童生徒を分離し、関係機関が役割を分担して対応

◆児童生徒の安全確保・支援・ケア、再発防止

➤学校（市教委、SVからの支援・助言）

◆児童生徒への聞き取り

➤児童相談所、警察等と連携

◆関係職員への聞き取り

➤危機対応チーム（弁護士、警察OB、市教委）



★R5派遣要請件数：1件

2 令和6年度の性暴力等根絶に 向けた取組計画について

令和6年度取組計画一覧

- 一 調査審議答申等を行う機関の開催
- 二 発生を防止するための取組
- 三 早期発見するための取組
- 四 発見後適切に対応するための取組

R6重点的取組項目

R6重点取組項目	
①死角点検の運用の見直し	答申
②不祥事防止のためのセルフチェックの実施対象者の拡充	答申
③児童生徒を性暴力から守るための行動指針の見直し	答申
④計画的な研修の実施	答申

4-2 令和6年度重点取組項目

R6重点取組項目	
⑤子どもにここをサポートの様式の見直し	答申
⑥性暴力発生時の初期対応フローの周知徹底	答申

①死角点検の運用の見直し (答申・重点)

◆第三者による校内の死角点検の実施

➤ 第三者の視点の導入

- 保護者、学校評議員、地域住民、児童生徒などを想定
- 今年度は初回のため10月～12月の実施で調整
- 実施状況の把握



②不祥事防止のためのセルフチェックの実施対象者の拡充（答申・重点）

◆全職員を対象に実施し、コンプライアンス・人権意識の醸成を図る。

- 対象者はチェック表により自己点検し、宣誓書に署名
- 管理職は面接時にチェック表の結果を確認の上、適宜指導
- 性暴力関係のチェック項目も確認（身体接触、1対1、SNSなど）

新たに加える実施対象者

◆教育実習生

◆研修生（ちば！教職たまごプロジェクト）

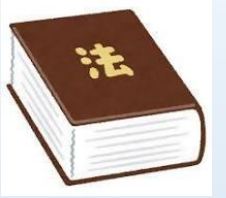
◆学生ボランティア（市内6つの大学の学生）

- 教育実習の後期（9月～11月）に合わせて実施予定
- 「不祥事防止のためのセルフチェック表（簡易版）」

③児童生徒を性暴力から守るための行動指針の見直し(答申・重点)

- R4.4:教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行
- R5.7:刑法及び刑事訴訟法の一部を改正、性的姿態撮影等処罰法施行
- R5.9:懲戒処分 of 指針の一部改正
- 刑事法制に関する法改正にも対応出来る内容となっているか
- ◆運用上支障が生じていないか

懲戒処分の方針の一部改正 (令和5年9月1日施行)



- ◆「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、法との用語を統一
- ◆「児童生徒性暴力等に関わるおそれのある行為」を新たに標準例として規定
 - ・「児童生徒に電子メール等を利用して管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとりを執拗に繰り返す等した場合」(減給、戒告)

行動指針の改正点（案）

◆性暴力の禁止（児童生徒の権利侵害の禁止）

⇒法改正前の用語を使用

◆性暴力につながる危険のある行為の禁止

⇒（1対1の個別指導）「教育委員会が定める一定の例外的な場合を除く」の例示がない

◆判例・懲戒処分 of 指針の抜粋

⇒改正前の懲戒処分の指針を引用



◆千葉市で発生した事件の判決を可能な範囲で引用すること等の検討（答申）

⇒過去の事件を風化させない

「義務教育の場であり地域の核でもある公立小学校で起きた事件として、社会や地域に与えた衝撃も大きい」

④子どもにこにこサポートの様式 の見直し(答申・重点)

◆相談者・保護者の 意見を踏まえた終結 方法



◆返信用手紙の記載 内容を改定



先生から体罰(暴力を受けること、痛つくことを言われること)
を受けたり、先生や友達から性的ないやがらせ(さわられたりする
こと)を受けたり、いじめを受けたりした場合は、いつでも相談し
てください。

た に お り ②

お返事がほしいときは、あなたの名前、住所、電話番号を書いてね。書きたくない
ときは書かなくてもよいです。た に お り ①

名前	
学校	
住所	(〒 -)
電話番号 (携帯電話でもよいです。)	

お返事はどの方法がよいですか。(○をつけてね)
手紙がほしい ・ 電話してほしい ・ いない

のりづけ①

子どもにここをサポートの様式（見直し前）

メッセージ欄



^{せんせい}先生から^{たいぼつ}体罰（^{ほうりょく}暴力^うを受けること、^{きず}傷^いつくことを言われること）

^{せいてき}性的ないやがらせ^うを受けたり、^{ともだち}友達からいじめやいやなさわられ

かたをされたりした場合は、いつでも相談してください。



子どもにこここサポートの様式（見直し後）

アンケート形式に変更（イメージ）



《にこここサポートからのお知らせ》

もし、よければ下のことについて教えてください。
書いたら、ポストに出してください。



- ① 今回、にこここサポートに相談したことは、どうなりましたか。
あてはまるものの一つに○をつけてください。
- ・ よくなった
 - ・ よくはなったけれど、まだ心配がある
 - ・ よくなっていない かわらない
- ② にこここサポートに相談したいこと、伝えたいことがあれば、
この手紙に書いて教えてください。

⑤計画的な研修の実施（再掲）

◆ 24頁、25頁参照

⑥性暴力発生時の初期対応フロー の周知徹底（答申・重点）

被害から
時間が
経過…

詳細に
聞き取り
…

指示・助言
が不十分
…

「**基本的な心構え**」の所属職員への周知徹底

被害児童生徒の支援のために 必要な関係機関との連携（答申）

◆「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の設置 （教育職員性暴力等防止法第16条関連）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する
基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）
- 「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」を設置すること
が望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。

➤ 都道府県に置く場合の構成員の例

- 学校、教育委員会
 - 児童相談所
 - 都道府県警察
 - 弁護士
 - 医師、心理や福祉の専門家であるSC・SSW
 - 私立学校主管部局、認定こども園主管部局
 - 法務局又は地方法務局
- など

「千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会」のR6の開催予定

◆第1回(本日)

- 令和6年7月
- R5取組項目、R6取組計画、個別の事案など

◆第2回(予定)

- 令和7年1月
- R6取組状況、R7取組計画、個別の事案など